

議案第 55 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及びイ」を「からエまで」に改め、同号カを削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 1 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市手数料条例の一部改正）

2 市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳関係手数料の表備考中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める。

（市川市印鑑条例の一部改正）

3 市川市印鑑条例（昭和 5 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書及び第 2 項第 3 号並びに第 1 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める。

理 由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードを利用して提供するサービスとして、コンビニエンスストアに設置されている機器により戸籍及び税に関する証明書を交付するサービスを加えるほか、利用状況等を勘案して提供するサービスの一部を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。